

しまなみ海道原付チケット約款

(適用範囲)

第1条 この約款は、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」といいます。）が発行する瀬戸内しまなみ海道（原付・自転車歩行者道区間（以下「原自歩道区間」といいます。））共通通行券（以下「原付チケット」といいます。）の取扱いについて、適用します。

(発売)

第2条 原付チケットは、次のとおり発売します。

道路名	通用区間(各原自歩道区間)	対象車種	金額
瀬戸内 しまなみ海道	因島大橋、生口橋、多々羅大橋、大三島橋、伯方・大島大島、来島第一・第二大橋、来島第三大橋	原動機付自転車 軽車両	500円 (50円券10枚綴り)

(注1) 新尾道大橋には、原自歩道区間がなく、ご利用できません。

(注2) 原動機付自転車とは、道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

(注3) 軽車両とは、道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両をいう。

(効力)

第3条 原付チケットは、原動機付自転車及び軽車両が前条に掲げる通用区間の通行料金に相当する券片をもって、使用することが出来ます。

また、原付チケットの券片が使用する区間の通行料金に相当する枚数に満たないときは、不足分を現金でお支払いいただくことができます。

(通用期間)

第4条 原付チケットの通用期間は、会社が通用開始の日を特に指定していない限り、発売日から料金徴収期間の満了の日までとします。ただし、次の各号の一に該当する事由が発生したときは、当該事由の発生した日の前日までとします。

- 一 料金の額に変更があったとき。
- 二 原付チケットが廃止されたとき。
- 三 法令又はこれに基づく行政処分等により、原動機付自転車及び軽車両の通行が禁止されたとき。

2 原付チケットは、特別の事情により使用を中止することがあります。

(無効)

第5条 原付チケットは、次の各号の一に該当する場合は無効として回収します。

- 一 券面表示事項が不明となった原付チケットが使用されたとき。
- 二 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用されたとき。
- 三 その他不正通行の手段として使用されたとき。

(払戻し)

第6条 発売した原付チケットは、払戻しができません。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

- 一 料金徴収期間が満了したとき。
 - 二 第4条第1項各号に該当する事由が発生したとき。
 - 三 その他会社が原付チケットの払戻しの必要があると認めたとき。
- 2 原付チケットの払戻しをする場合は、会社所定の手続をしてください。

(払戻期間)

第7条 原付チケットの払戻期間は、前条第1項各号の事由が発生した日から6ヶ月とします。ただし、6ヶ月を経過した後においても、会社が特に必要と認めたときは、この限りではありません。

(払戻場所)

第8条 原付チケットの払戻しは、会社が指定する場所において行います。

(再発行)

第9条 原付チケットは、再発行しません。

(約款の変更)

第10条 会社は、この約款を変更することがあります。

(平成26年7月19日の変更前の約款によるサイクリングチケットの取扱い)

第11条 平成26年7月18日までに購入したしまなみ海道(自歩道区間)共通通行券(以下「サイクリングチケット」といいます。)は、原付チケットとみなし、引き続き、使用することができます。

- 2 サイクリングチケットは、払戻しができます。サイクリングチケットの払戻しをする場合は、会社所定の手続をしてください。
- 3 サイクリングチケットの払戻期間は、平成26年7月19日から6ヶ月とします。ただし、6ヶ月を経過した後においても、会社が特に必要と認めたときは、この限りではありません。